

改革が進む科学研究費補助金制度



日本化学会論説委員
 東京大学大学院理学系研究科化学専攻
 日本学術振興会学術システム研究センター 中村栄一

競争的研究資金と科研費

法人化に伴い「国立大学法人」では、大学、大学研究者も自助努力を強く要請されることとなった。大学の裁量が広がる一方、いわゆる講座研究費や職員数も減少する。私学も少子化の波に洗われている。研究費及び人件費とも「競争的研究資金」で獲得していくというアメリカ型制度設計に変わりつつある。これに伴い、文部科学省科学研究費補助金（科研費）の運用にも大きな変更が加えられている。間接経費交付、使途制限緩和、不正使用の罰則制定、そしてプログラムディレクター・オフィサー（PD・PO）制度などである。大学院生にもなじみ深い日本学術振興会（学振）特別研究員の選考、さらには日本学生支援機構（旧日本育英会）に至るまで同根の考え方に基づく改革が次々に行われている。

数ある競争的研究資金の中に占める科研費の割合は突出しており、全体の半分、1,830 億円に達する（平成 16 年度、図 1）。科研費は研究者の創意に任せて研究テーマを設定する「ボトムアップ型」研究である。「政策的がなくばらまきのである」という批判も根強いが、長年のピアレビュー（研究者による審査）の歴史に加え、2003 年の学振・学術システム研究センター（PD・PO 制度）の設置を含む一連の改革により、学術研究の基盤を支える透明性の高い研究支援体制として我が国独自の制度に育ちつつある。政策的「トップダウン」プロジェクトになじまない研究の中に、我が国の未来を支える萌芽があることは本会会員にはよくおわかりのことだろう。

科研費の審査

「科研費審査には問題が多い」と言われてきた。研

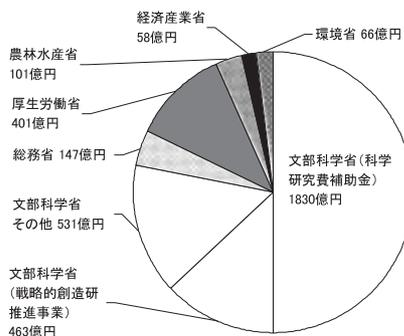


図 1 省別競争的研究資金（平成 16 年度予算額）

究者からは：「交付時期が遅い、決算が早い」、「素晴らしい研究が通らない」、「審査コメントが開示されない」、「審査委員が偏っている（らしい）」、「資金が特定大学に集中している」。議員、政府、国民からは：「不正が横行しているらしい」、「いったいいくらお金が欲しいというのだろう」。

科研費の審査はどうやって行われるのであろうか。最も件数の多い基盤研究についてみてみよう。次年度予算の大枠が決まった 9 月に新規課題公募要領送付、11 月に調書受付、8 万 5 千件が集まる。1~2 月に書面審査、3 月に合議審査、4 月中旬に新規内定通知、6 月交付決定、翌年 3 月末契約完了、4 月 25 日に支出完了。内定通知を 3 月中に交付して欲しいところだが、現行制度でも、継続課題ならば 4 月の最初から 3 月末まで科研費を使うことができる。

科研費総額は過去 10 年間で倍増、だが申請件数もうなぎ登り、申請単価も高くなった。したがって、採択率は約 25%、予算の充足率 77% である。この程度の採択率だと良い提案でも毎回不採択になるものが出る。30% にして欲しい。一方で、科研費ひとつだけに資金源を頼るのは本来、望ましい体制ではない。政府、研究者の双方の立場で研究資金源の多様化を図る

必要がある。機動性に富んだ民間資金がどれほど研究を活性化することかとは思ふ。

審査委員評価とデータベース

平成 17 年度科研費から、学振での審査体制が抜本的に改正された。これまでの科研費審査委員の選定は、各学会から日本学術会議へ、次いで学振へ推薦という一方向的伝達ゲームであり、審査過程全体に責任を持つ機関は存在しなかった。これからは学振と学術システム研究センターが、審査委員データベースの維持、審査委員の選定と評価を一括して行う。センター所長と 2 人の副所長の下で、主任及び専門研究員が合議し、データベースの中から、書面と合議の審査委員を選ぶ。センターは委員の選考と評価は行うが、科研費の審査自体にはかかわらない。センター研究員は、全国から推薦された数百名の候補者から選考された約 100 名の現役研究者である。その中で科研費 8 分野担当の常勤的研究員 8 名は学振職員として週 2 日勤務し、他の職員と随時議論を交わし、科研費や特別研究員事業などのあり方と実務に日常的に携わる。

新機軸は「審査委員評価」である。審査評点として五段階の 3 だけをたくさん付ける人、審査コメントを書かない人もいる。書類審査の結果を故なくひっくり返す合議審査委員もいるかも知れない。今後は、自ら委員を決定したセンター研究員が、会議のお目付け役となり、審査の質の向上を目指す。毎年 4,500 人の審査委員の中で問題のある人は極々一部であるが、公正性を保つためにはさらなる努力が必要である。

3 人ないし 6 人の委員の書面審査で大勢が決まる。科学的観点のみから審査する、というのが現在の基本的考え方である。科研費審査についての語られざる問題点は、配分件数が、各細目の応募数と金額で規定されていることだろう。すなわち申請の多い分野が重点配分分野になるのである。学振の特別研究員事業や賞の選考など多くの事業が、この考え方に準拠している。

新しい審査体制で重要なのは審査委員データベースである。学会は学振に対して直接、審査委員を推薦し、また基盤研究 B 以上の研究代表者全員が自ら審査可能分野を登録するシステムである。なお本データベースは科研費審査以外の目的には使用されない。様々な

学際分野で化学系審査委員が活躍することになるだろうし、優れた委員は一度ならずと審査にかかわることになるだろう。学術論文の審査は、論文投稿するものの義務であり、名誉でもある。科研費の応募と審査もまた同様である。

科研費の適切な使用

「科研費不正使用」は研究者コミュニティの社会的評価を低下させるものである。しかし、少なからぬ事例では、不正使用とされた科研費は結局のところ研究に用いられており、予算繰り越しと返納を幅広く認めれば本来、問題がなかったとも思われることが残念である。文部科学省が「制度上は可能」とする繰り越しは約 5 万件の課題中、20 件にも満たない。すべての研究が完全に予想どおり進んだとは考えられないので、いかにも不思議な数字である形式主義を廃し、実体に沿った予算執行を許すことで、政府、研究者ともに、いとも容易に社会に対する説明責任を果たせるはずだが、変化を阻むものがどこかにある。

「科研費は使いづらい」。いまだによく耳にする不満である。しかし、ここで、科研費は補助金としては大変に使いやすい制度になっていること、また研究者一人ひとりに交付され、個人の責任の下で使用する資金であることを想起したい。直接経費及び間接経費の使用上の要点を記した「科研費ハンドブック」(文科省、科学研究費補助金ホームページ参照)も発行されており、研究者と大学事務との双方で納得のいく経理体制を確立していくことが必要である。

今後

科研費改革が望ましい方向に動きつつある一方で、変幻自在の研究を補助金という堅い枠組みの中に閉じ込めることの問題点が見えてきた。制度改善は政府の責任であると同時に、研究者の責任でもある。「大学教授は教育軽視」という話はよく聞くが、大学教授や研究者が最も軽視してきたのは実は、教育や研究の場を取り巻く事務機構やさらにその周りにある社会だったのではないだろうか。ここに積極的に関与すること、すなわち広い意味でのサイエンスコミュニケーションが研究者に求められている。